

平成 29 年度 第 7 回みんなで支える森林づくり県民会議

日 時：平成 30 年 3 月 20 日（火）14：30～16:30

開催場所：林業センター 5 階会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、岩崎恵子委員、植木達人委員、杉山紘子委員、竹内久幸委員、
浜田久美子委員、松岡みどり委員、安原輝明委員

以上 8 名出席

【事務局】

中島恵理副知事、山崎明 林務部長、福田雄一 森林政策課長、
河合広 信州の木活用課長、丸山勝規 県産材利用推進室長、
長谷川健一 森林づくり推進課長、佐藤繁 鳥獣対策・ジビエ振興室長
ほか関係職員

<植木 達人 座長>

はい、それでは、よろしく願いいたします。座ったままで進めさせていただきますが、一言だけ申し上げます。

2 期 10 年、早いですね、あっという間に過ぎたという気がします。1 期終了時におきましては、2 期目への継続の問題については 5 年という短期の中で森林整備がまだ不十分であるという多くの意見があった。それによって、2 期目へ突入したと記憶しております。2 期目が終了する時点におきまして、今回も 7 回目という県民会議の開催でございます。

昨年度から 3 期目をどうするのかという議論を委員の皆様を中心にいろいろな視点から議論してきたと思っております。

10 年で森林整備が終了するということがあり得ないということは皆さんもよくよく御存じのことかと思いますが、ただし、そうはいつでも県民税が公正・公平に、また、県民の理解の下で進められているかどうかという検証につきましては、我々、県民会議が背負ってきたわけでございますけれど、その辺りの周知も含めてどうだったのかという議論もあったと思っています。

また、この間、税を使った不正問題もあったということも、3 期目をややためらうような議論もあったかと思っております。

しかし、山を良くしていこう、また、県民の方からも多くの支持を得てですね 3 期目の突入という判断を下したところでございます。今回、2 期目の 10 年の最後という年で、今日が 7 回目ということで、皆様から多くの御意見を伺いながら、次の 3 期目へ繋いでいけ

たらよいなと思っております。今日は、年度末で大変忙しい中、欠席の委員さんも多くて少々、寂しいですが、そうはいってもこれまでいろいろな視点から、あるいはお立場から意見を述べられてこられた委員の皆さま、今日は御出席ですので、ぜひ、これまで以上に積極的に御意見をお願いいたします。

2時30分スタートで4時30分、およそ2時間程度の時間を県民会議に当てたいと思っております。その時間につきましては、議論が燃え上がれば、さらに延長ということもあり得るかもしれません。できれば4時30分位を目途にと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。今日は(1)から(4)、(4)はその他ですが、大きく3つの議題がございます。では、1つ目ですが、平成29年度の取組みについてということでございます。最終年度ですから5年間、大括りで見たいというところはありませんが、とにかく、29年度がどうであったか、また、最終的な成果というのは今整理中でございますから、実施の内容については年度明けには整理されて出てくると思いますが、とりあえず、今日までの段階の中で御説明いただければと思います。では、事務局お願いいたします。

会議事項

(1) 平成29年度の取組について

説明者：小林健吾 課長補佐兼企画係長… 資料1

<植木 座長>

はい、どうもありがとうございました。29年度実績ということで報告がありました。内容によっては5年間の経緯も含めてということでございます。

それでは、皆様から御意見、御質問等を伺いたいのですが、何かありましたらよろしくお願いします。はい、安原委員さん。

<安原 輝明 委員>

実績ですが、前回11月末の時に年度末見込みということで、御説明があったと思いますが、現状で変わったところがあったら御報告いただければと思います。

<植木 座長>

はい、事務局いかがですか。では、少し調べておいてください。他に質問があれば、はい、松岡委員。

<松岡 みどり 委員>

資料1-1の2ページの間伐材搬出の29年度のところで、県外へ出る材も対象にしたと

いうお話がありまして、具体的にはどの様な木材の流れがあったのかということ把握できているところですので、教えていただきたいと思います。

＜植木 座長＞

はい、では、推進課長さんよろしくお願いします。

＜長谷川 健一 森林づくり推進課長＞

搬出の関係の支援ですけれども、これまで県内で加工・消費されるものを条件にする形にしていたのですが、これを廃止したということで、県外を含むようになったという言い方もあるのですが、より現場の感覚に近い言い方をしますと、「出荷先を証明しなくてよくなった」という捉え方をされております。県内で加工・消費されるものに条件を付けますと、それが県内で加工した、消費もされたというものをある程度確認する必要があって、事業を使う前のある程度見込みが立っていれば使えるのですが、搬出なり、事業を実施する段階では、どこへ材が行くか決まっていなくて、市場に出してみても売ってみても決まるといった場合には使えないという形になってしまうと。ですので、今回、この条件を廃止したことによって、県内の市場に搬出されて、事業者がそれぞれ買って行かれて、結果的には県内で多く流通しているものもかなり多くあるだろうと思っておりますが、その証明をしなくてよくなった分、事業者にとっての使い勝手が良くなって、積極的にこの事業であれば、出していこうという動きになってきたと考えております。

そういうところですので、我々としてもあまり実際にこの材の流れがどうなっているのかということ積極的に追おうとしていないというところがありますので、具体的にこうなっているということは申し上げられないのですが、一般的に長野県での流通に乗っていると思っておりますので、県内にも相当量が流れていっていると考えております。

＜植木 座長＞

はい、どうぞ。

＜松岡 委員＞

ありがとうございます。追跡するとなるといろいろなコストなり人件費が掛かったりするので、何とも言えないのですが、やはり、長野県の木材がこんなふうに使われているということは、ある程度把握された方が、それはプラスの情報として、長野県の林務部の財産になっていくのではないかと思いますので、前向きに把握していただきたいと思います。以上です。

＜植木 座長＞

はい。ある意味規制を取っ払ったというところにおいて、搬出量が非常に伸びたという御説明でした。そうしますと、物事緩めれば、いろいろ発展していくのだろうという気はしますけれども、この数値から見れば、結果的には、県内という枠を定めていたことによって伸びなかったものが、県外を含めてということになると、やはり、県外に流れた

方が多いのだらうとこの数値から見られると言ってしまうのは良いのですよね。そうしますと、ある意味、別のところでは自給圏という話のあったわけですが、そこへの循環的な、地元への循環的なということよりも材が出てくるというようなことがあったと理解されなくもないのですが、そういう言い方は間違いですか。

<長谷川 森林づくり推進課長>

繰り返しになるところはあるのですが、事業者さんにとっては県内限定でなくなったと、それを書類で県に証明しなくてよくなったということになっています。もちろん、県外に行ったものも相当量あります。

実際、長野県の流通、一般的に統計としてみてみますと、県内と県外が6：4くらいになっています。もちろん、税で搬出を行うものは、品質も低質に寄っておりますので、そのとおりではありませんが、概ねそういうことだろうと思っています。単純に今年は10,000 m³近い搬出という形で、これまでは、1,000m³から2,000m³位なので、7,000m³近くが県外かという、おそらくそういうことではないと思っています。

おそらく、半分以上は県内で流通をしているのではないかと、それから、薪といったものも多いので、そういうものは比較的流通圏が狭いので、そういう意味では県内流通が多いのではないかと考えております。

先程も、松岡委員さんからあったように、証明をすべての補助で行わないという形になったので、全ての流通先を追うことは難しいかと思っておりますので、少し、抽出調査的にどこに流れていっているのかということについては、今後の搬出の支援については、第3期以降も行っていく予定でありますので、調査の部分は、コストのかからない範囲で行っていくことも検討していきたいと思っております。

<植木 座長>

はい、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、杉山委員さん。

<杉山 紘子 委員>

今、御説明いただいた中で具体的にということではないのですが、一つ質問がありまして、今年度末で2月申請を止めて2年間になったかと思っておりますけれど、最近少し疑問に思っていたのは、2月申請を止めてしまって企業努力で4月申請に持ち込むということは流れができてきたかと思っておりますが、逆にその間、現金収入を得るために県外に労働力が流れてしまっているということが、もしかしたらあるのかなと少し心配をしまして、そうであるならば、もったいないなと思ったところです。何かおわかりのことがあれば、お願いします。

<植木 座長>

事務局、いかがですか。今、この時期における県外への労働力の流出と言いますか雇用先を求めてということ。

＜長谷川 森林づくり推進課長＞

はい、造林補助、県民税を活用させていただく里山整備に限らず全体としてこれまで6回の申請、2月が最終だったものを、12月を最終という形に見直しをさせていただきました。昨年度からこの見直しを実施させていただきまして、昨年度は改善の初年度ということがありましたので、事業者さんなり、現場の方でいろいろな混乱、御意見があったのですが、今年につきましては、かなり慣れてこられたという状況で、現場の御苦勞はあろうかと思いますが、ある程度は対応してきていただいているのではないかと考えております。

そういう中で、我々の認識としては、補助の申請自体は2月というタイミングはなくなっているのですが、現場についてはもちろん、地域によって雪深くて止まる地域はもちろん従来からあると思いますが、基本的にはそれぞれの地域で作業そのものは継続して実施をされていて、補助の申請をして交付されるタイミングが年5回になっているという状況です。ですから、事業者さんからは、その時期、外へ行かなくてはならないので何とかしてほしいといよりは、補助申請は本来であればと言いますか、2月にできれば早めに現金がもらえるところが、少し後ろ倒しになってしまうので、できれば、申請をしてから交付までの期間を短くしてほしいという御意見はいただいて、我々もそこについては、適正さを確保しながら、円滑に交付をするという努力をしているところです。

そういうことから考えますと、労働力なり事業者さんなりが補助金の交付機会がないからと外に出ているといわけではなくて、その間はその間で立替ではないのですが、その分仕事をしていただいて、まとめて4月なり、6月なりに申請を出してくるというサイクルになってきていると考えております。

＜植木 座長＞

はい、ありがとうございます。杉山委員、何か実感としてそういうことがあるのですか。身近でもそういうことがありそうだという感じは。

＜杉山 委員＞

私が今、所属している組合の中ではそういうことはないのですが、普通に考えたら、もしかしたら、事業体の中でそのように考えるのは自然の流れなのかと、ふと思った時があって、実際にどうなのか私は把握していません。他で把握されているところがあるのかと思って質問させていただきました。

＜植木 座長＞

はい、ありがとうございます。もし、そういう事例が多ければこれは県政としても考えなければいけないことだと思われましたので、具体的事例は今のところ目立つようなものではないということであれば、多分、地元での仕事というものは様々にあるでしょうから、今、事務局から言われたとおりなのかという気もいたします。

他にどうでしょうか。何か御意見、御質問等ございませんか。はい、事務局どうぞ。

＜小林健吾 課長補佐兼企画係長＞

先程の安原委員さんへのお答えになります。

昨年末 12 月に第 6 回の県民会議を開かせていただいたときに、11 月末時点の途中経過ということで御報告させていただきました。その段階での数字から、当然、月日が経っておりますのでその分の実績は積み上がっているという状況ではございますが、大きな方向性が変わったというような状況はございません。しいて言えば間伐の実績、第 5 回 12 月の申請の分が今回の見通しとして入っておりますので、そこは資料でご覧いただければと考えているところでございますが、そのようなお答えでよろしいでしょうか。

＜植木 座長＞

よろしいでしょうか。

＜安原 委員＞

前回の時、間伐の支援で 2,000 h a という数字を記憶しているのですが、これは間伐支援で 3,140 h a からうち繰越分の 840 h a を引くと 2,300 h a かな。そうするとあの時点より 300 h a 増えているということなのではないでしょうか。それとも、私の考えが違うのでしょうか。

＜小林 課長補佐兼企画係長＞

今、私の手元に前回の資料がございまして、その時、計画面積として 2,300 h a ということで上げさせていただいているところです。

＜安原 委員＞

わかりました。そうすると概ね、あの時の見込みと変わっていないということですね。はい、だいぶ頑張っているっていただいたということだと思います。ありがとうございます。

＜植木 座長＞

他にどうでしょうか。私から 1 点あるのですが、資料 1-1、10 ページの信州の木活用モデル地域支援事業があります。そのうちの松くい虫被害木の木質バイオマス燃料等への活用モデル事業が行われたわけですが、これの目的というのは、何とかバイオマスに使えるか、松くい虫の被害が何とまらないのか、それを有効活用したということでモデル的に取り組んだ事業ですけれど、どうなのでしょう、これの成果、効果を今後、全県的に一つのモデルとしてある程度成果が出たことによって、普及、あるいは改善をすれば何とか、松くい虫の被害木の利用というものまで結び付けるような話になったのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

＜長谷川 森林づくり推進課長＞

はい、お答えします。松くい虫の被害木の利活用関係の状況でございます。

今年はお応えいただきました上田と松本地域の2箇所で実施させていただきました。まだ、経費的な面も含めた最終的な全体のまとめは、今、整理しているところでございますが、また、次年度なりにきちんとした御報告ができればと思っておりますが、概略、状況を御説明させていただきます。松本と上田の関係で少しタイプの違う2種類のことを実施させていただきました。

上田では比較的まとまった被害林を皆伐のような形でまるごと伐採をして、全体的にバイオマス燃料等として活用するというイメージの事業を実施させていただきました。松本では比較的ピンポイントで、道路沿線等で枯れている木、搬出としては道路沿いで条件も良いのですが、一方で家屋があったり電線があったりということで、いわゆる、林業地とは違う配慮が必要となる場所でどのようなことが起こるのかということを行っていただきました。

上田の関係では比較的まとまった林分で行いましたので、被害にあった木、枯れかけている木、枯れてから少し年数が経った木というものが混ざった状態のものをまとめて伐ってきただきまして、全てチップ化をして、チップの品質についても検証をしていただきました。その中で、やはり枯れた木については乾燥が進んでいるということがありまして、非常に燃料としての性質が高いということで、燃料事業者からも高い評価を得たということでございます。一方で枯れてから少し年数が経ったものについては、伐倒する際などに注意を要するというので、破碎処理等する際にも非常に手間がかかるということで、そういう意味では枯れ始めたら早めに処理をした方が良いということが何となく見えてまいりました。

それから、松本広域で実施していただきましたピンポイントのものにつきましては、ある程度、ピンポイントの処理を目立った所でやるという形で実施したのですけれども、やはり、電線等があった場合に特殊な伐採をしなければいけないということで、非常にコストが掛かるということも分かってまいりまして、作業条件等、よく見ないとチップとして最終的に採算を合わせていくことの難しさ、この2点が見えてまいりました。

来年度も同じような形で、少し条件等変わりますけれども被害木の処理についての事業を実施してまいりたいと思っております。まずは、もう少し事例なりを集めた上で採算にのる方法ですとか、場合によっては、採算にのせづらいいけれども処理をしていかなければいけないものについて、どういう支援が必要なのかということも、基礎的な材料にしていきたいと思っております。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。長野県におきましてはこの松くい虫被害、どう対策していくかということは重要な問題だと思っておりますが、まだ、事例も多くない中でどうしたらよいかと、状況、環境も違う中で、活用モデルとして一応、実施してみたけれども、まだまだ、データの的には必要だという気がします。

しかし、これも継続して行わないとよい成果が見られないということもありますので、継続はお願いしたいと思います。

他にどうでしょうか。何かございますか。はい、浜田委員さん。

<浜田 久美子 委員>

今のところですが、活用とそしてこれだけ大掛かりな松枯れを伐った後に関してはどのような計画と言いますか、それもセットになって考えてられているものなのか、教えていただけますでしょうか。

<長谷川 森林づくり推進課長>

はい、お答えします。この2種類のもので言いますと上田は面的に伐採をかけましたので、その後の植栽もセットで計画をしております。樹種転換ということで上田では、今、手元に資料を持ってこなかったのが針葉樹だったと思いますけれど植えていく予定にしております。

松本につきましては、部分的に択伐的ピンポイントで伐りましたので、基本的にはその後の更新は直接的にはしないということで、何か生えてくるかもしれませんが、そういう形で対応するというようになっております。

いずれにしても、こういう被害木の処理を特に面的に実施をする場合には、その後の更新、どのように行うのかということは当然、セットの問題だと思っておりますので、私どもとしてもそこは指導しながら進めていきたいと思っております。

<植木 座長>

はい、よろしいでしょうか。他にどうでしょうか。何かありますか。とりあえず、29年度ということで。はい、事務局どうぞ、お願いいたします。

<小林 課長補佐兼企画係長>

先程の安原委員さんの御質問に関連しまして、1点だけ補足をさせていただきたいと思っております。資料1-1の2ページを御覧いただきたいのですが、2の(1)の間伐でございます。計画ということで第2期目に入る時に5年間で15,000haという中で計画を立ててまいりました。しかしながら、平成28年度、平成29年度辺りは予算額に伴って、計画面積を見直している部分もございますので、ここは次のレポートを出す段階では、2段書きにさせていただいて、例えば、平成29年度でございますと税単独事業の割合を増やす中で、計画面積、予算額に対しては2,300haとなっておりますので、そのようなことが分かるような形、併記させていただく形で整理させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

<植木 座長>

はい、安原委員さん、よろしいですか。

<安原 委員>

はい。

<植木 座長>

それでは、昨年度の実績、2期目の最後ということで、森林税の活用事業につきまして、徐々に使い方を広げてきた、1期に比べて2期はさらに広がり、2期の中で見直す部分でその年、その年、状況において見直しを行いながら、やや広げてきたところだということは皆さん御了解していただいていると思います。

今度の第3期は次の話になりますが、さらにこの税の活用の枠を広げてということになるかと思っています。

また、29年度分は後程一括でお尋ねしますので、とりあえず、先に進めさせていただきたいと思います。(2)の平成30年度税活用事業についてということで、来年度に向けてどのような方向性なのかということをご事務局から御説明をお願いします。

(2) 平成30年度税活用事業について

説明者：福田雄一 森林政策課長… 資料2

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。それでは、ただいま説明のありました30年度の、税活用事業についての内容、それから、また新たに推進会議の設置に関して、説明がありました。第3期からは、これまでよりも格段に税事業の活用する範囲が大きく広がるということになります。それから、これまで県民会議、地域会議で行われていた検証等々がさらに、部を超えた中における推進会議の場で議論されていく、ということが、主な説明の中身だと思っています。

<麻生 知子 委員>

まず、資料2-1の右のところの主な目標値の記載内容について、お聞きしたいのですが、3つ目の民有林の主伐・再造林面積ということで、現状平成28年度として、124haとあります。この数字というのは、平成28年あるいはその前年くらいか、主伐された後に再造林された森林の数値ということでしょうか。もう1つ、お伺いさせていただきたいのは、主伐があつて、そのうち再造林されたものがどれくらい、という数値が、28年、29年あたりでわかるのであつたら、お示しをしていただきたいと思います。というのは、次の森林税を議題にして、皆さんで提言をまとめていただいた時に、再造林に対する支援も、森林税でどうだろうかという御意見があつて、それは提言の中に盛り込まれたと思いますけれども、それについては一般財源の方で支援していくというお話しを伺っています。ですので、再造林というものの、現状、どれくらい主伐して、そのうちどれ位が再造林がきちんとされたのか。あるいは再造林されない部分があるなら、その理由が何なのか、というあたりもちゃんと調査が進んでいるのかということも知りたいと思います。というのは、今、森林の年齢構成の平準化が図られるということになってはいますが、その部分で再造林が非常に大事だということと合わせて、最近あまり大きな声で言われなくなりましたけれども、森林の

持つ機能としての温暖化の抑制とか、あるいは二酸化炭素の吸収とかということにつきましては、やはり若齢期の森林の方が、その機能が大きいと聞いていますので、そういう意味も含めて森林の再造林というのは、欠かせない部分ですので、ちょっと森林税とは離れますけれども、確認をさせていただきたい。それと、もう1つ、今回、防災・減災ということで、県の単独事業として、河畔林整備事業として1億1,500万くらい、森林税全体で15%くらいになるでしょうか、結構な割合で示されて、新たに登場してきたと思います。この河畔林の整備ということについては、確かに防災・減災としては、非常に急務である部分だと思いますけれども、河川の開かれた空間に、河畔林というものが果たす役割、例えば、日影を作って水温の上昇を抑えるとか、木の葉が水中に落ちていくことによって、様々な水生生物を育てる、それから、その落ち葉が朽ちて、下流に流れていくことによって栄養素になるといった、生物多様性に視点を置いた、非常に重要なエリアだと思うんですね。なので、その部分を単に防災という視点から、森林を整備するという荒っぽいやり方では、ちょっと私は危険性があるなと思っています。そこには、かなり専門的な知識とデリケートさを持って、この整備をしていかなければいけないと思いますので、そのあたりについて県はどのようにお考えか、以上2点お伺いいたします。

＜長谷川 森林づくり推進課長＞

先に、主伐再造林についてのお尋ねについてお答えいたします。資料2-1の1ページの数字ですけれども、現状値124ha、平成28年度については、再造林が行われた面積の数字になっております。主伐の面積の方は、今手元に数字持ってきませんでしたので、正確なお答えができないですけれども、もう少しございます。色々な議論がございしますが、天然更新等を選択されるケースもありますので、主伐の数量はもう少し多くなっております。この県民会議の場でもご議論ございましたように、再造林についても、今後重要性が増してくると思っておりますので、県としても、対応をとっていきたくと思っております。目標を少し掲げさせていただきまして、34年度に計画的に600haまで上げたいというふうに思っております。600haという目標値につきましては、今日資料がついていないんですが、これまで色々議論させていただく中で森林を4つに区分をさせていただきながら、議論を進めさせてまいりました。その中の、林業振興に取り組む森林に、通常の産業のところでやる森林について、将来的には、フル活用していくような姿を目指していきながら、ただいきなりそこには到達いたしませんので、当面5年間くらいでどれくらいまで上げることが適切かということで、600haくらいではないかということで設定させていただいたものであります。数値目標を、ノルマという考え方ではなくて、ある程度射程に入れながら、必要な苗木の数量でありますとか、低コスト化の取組というの、具体的に設定をしていながら、今後5年間くらい取り組んでいきたいということで、県の中期計画、5か年計画の中で議論をさせていただいてまいりました。そういった中で、30年度については、具体的には林業種苗の生産拡大対策という中で、一連の事業を組ませていただいて、苗木の生産の拡大でありますとか、あるいは低コストの造林の普及でありますとか、そういった部分について、事業を通常の国庫補助や一般財源の中で、取り組ませていただくという形にさせていただいております。今日は、森林税の関係なので、詳しい資料がなくて、恐縮

ですけれども、そういった形でこの部分については、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

＜前田英己 課長補佐兼治水係長（河川課）＞

ご指摘のとおりですけれども、やはり昨今のゲリラ豪雨と言いますか、九州北部での大きな雨が降って、山の木が倒れてきて、川の方に流れてきた事例がございまして、山の木を予め、弱まっているような木は切っておけば、防災・減災につながるのではないかと、ということで、手を挙げさせてもらった始まりでございます。それと、お話しのありました生物多様性についてですが、現時点でそこまで考えてやるということではなくて、防災・減災に主を置いてやってはいくんですが、今その木を切ることによって、熊の生息するようところが、副次的になくなったり、そういうところの対策については、考えてやっていきたいと考えております。

＜麻生 委員＞

ありがとうございます。生物多様性の件に関しては、長野県の豊かな森林の非常に重要な部分だと思います。もちろん災害を防ぐというのは第一だと思いますので、施業に当たって、こういったことに気を付けるとか、そのあたりの指導は建設部あるいは環境部と連携して、この施策を補強していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

＜中島 恵理 副知事＞

ありがとうございます。防災・減災と言えども、生物多様性は非常に重要な視点だと思っております。私としては、ぜひ生物多様性の観点をきちんと踏まえることは重要だと思っておりますので、事業実施に当たっては、どういうふうな整備の仕方をするか、については、地域の皆さんのご意見を伺うとかですね、または専門家にも助言を求めるなど丁寧なやり方が重要だと思っておりますので、県の中の会議でもしっかりと環境面も含めて議論していきたいと思っております。

＜植木 座長＞

私からも、生物多様性の問題は世界的な問題ですし、長野県においてもこれから生物多様性の問題は、どうしてもやっぱり筆頭の部分で政策としては、位置付ける、こういった森林・林業も含めてですね、あるいは環境問題も含めてだと思っておりますので、その辺はよく検討していただきたい。特に、生物多様性と防災との関係というのは、非常に難しい。相対するとは、私は思いませんけれども、その技術的な問題というのは、かなり高度な知見と技術力が必要だと思っておりますので、その辺をぜひ追及していただきたいと思っております。それから、防災につきましては、たぶん河畔だけでは無理で、基本的には、その上流域のゼロ次谷から、実は考えなきゃいけないものなんですね。ですから、その辺からも、ある意味、もう少し広い視野からの検討ということも必要なのかなというふうに思います。その辺も射程に入れながら、ご検討いただければと思います。

<浜田 委員>

2期目から3期目に方針が大きく変わる中で、これまで2期目までは毎年3,000ha、5年間で15,000haという大きな面積が目標として掲げられていたかと思いますが、今回の3期目になると、面積要件が変わってきていると思うんですが、これは面積そのものを追うのをやめたというか、そういう理解でいいんでしょうか。

<長谷川 森林づくり推進課長>

第3期の目標面積に関するお尋ねをいただきました。これまでも県民会議等の場でご説明をさせていただきましたとおり、これまで森林税の主な事業対象としてきた喫緊の課題を抱える里山ということで、6万8,000haという形で、実施をしてまいりました。その中で、まだ整備が必要な場所が残されておりまして、まだ半分くらい残っている状態でございます。そうした中で、まず優先的に防災等の観点からやらなければいけない場所はどこのか、ということの特定をレーザー測量の成果を用いながら進めさせていただいてという中である程度必要な部分をやっていたと、ただその必要な部分を全てお金がある限りやるというよりは、やはり現状の難しくなっている部分、なかなか合意形成が難しいのが残ってきてしまっているとか、またはやり方としても単に間伐をするだけではなくて、地域の皆さんと一緒に住民協働というような形でやっていく部分とか、そういった部分の状況の変化を踏まえながら、ある程度必要な部分とそれから実行可能である部分との兼ね合いの中で、5年間の目標数値を定めさせていただいたというような形です。そういった意味では、これまでの10年間を比べますと、数量そのものは数値としては一段下がっていると思っています。ただ、おそらく難しい現場が残ってきたり、また住民協働という部分ですと、合意形成が大変な部分があったりしますので、目標値は下がってはいるんですけども、必ずしもそれが楽になっているというふうには私たちは認識はしておりませんので、ここはですね、市町村、現地機関も含めてですね、しっかり連携組みながらやっていきたいと思っております。

<浜田 委員>

県民協働による里山の整備の事業というのは、3期目の大きな柱だと思うんですが、認定地域になっていくということが前提で進んでいくのかな、というに見えるんですが、逆に言うと、認定地域になっていない、今までの間伐のグループとして、NPOだったり、任意団体であったり申請できていたのが、これだと非常に申請しずらくなると受け止めたんですけども、そこについてどうでしょうか。あくまでも、認定されたところがすごく使いやすい、ある意味深堀りできる仕組みだと思っているんですが、一方で認定地域になっていないと、森林税を活用しにくくなっているというふうな受け止めをしていたんですが、いかがでしょうか。

<千代 登 森林政策課企画幹>

今回お付けしたパンフレットの裏面に、里山整備利用地域に認定になれば、お使いいただける事業を一覧で記載しています。浜田委員さんがおっしゃるとおりですね、この里山

の整備事業、特に県民協働という目的で行っていただく、10分の9の整備の支援事業ですね、これに対しては、里山整備利用地域に認定申請をしていただいて、県の認定を受けていただいた上で、その区域内であれば、こういった事業をお使いいただける、これは2期目よりも非常に使い勝手もよくしてございますので、地域で将来に渡って持続可能な形で里山を管理して行っていただくことを、それで担保していただいたという考えの上に立った上で支援をさせていただくということでございます。ただ、この支援事業の中には、ソフト事業で最初の走りだしの時に、例えば協議会で話し合いをして、計画を作ったり、あるいは地域活動をソフト的に進めて行こうという基盤を作っていただく、ということで、この表で言いますと、里山整備利用地域活動支援事業、10分の10以内のソフト事業もあるんですけども、こういったものについては、認定前のものでも認定ということを経験した上で支援させていただくということ、制度設計をしているところです。

<竹内 久幸 委員>

関連するんですけども、今の里山整備事業ですけども、条例に基づいて里山整備利用地域を認定するという仕組みなんですけども、前の会議でも議論させていただきましたけれども、これまで5箇所、5地域にとどまっている、しばらくの間、今日までだいぶ期間が開いているんですよ。それを今回、苦肉と言ったら失礼かもしれませんが、なかなか森林整備が、集約化も含めて、進んでいかないというような中で、この制度を利用して拡大していったらどうか、ということで、位置付けられたし、また大いに活用すべきであるということで私どもも検討してきたわけですけども、ただ初年度50地域ですよ、これは果たして見通しがあるのかどうか。初年度からつまづくわけにはいかないし、しっかり全体で150というのを確保していくのかという裏付けというのは、どうなっているのか、その辺について教えてください。

<千代 森林政策課企画幹>

そもそも基本方針を昨年度策定する時に、5年間で150地域という1つの目安を作っております。これに関しては、だいたい範囲的には、小学校の校区単位で、その山を抱えているような地域、そういったところを参考に、既に素地のあるような地域というものを、カウントしまして、だいたい150地域というような形で目標を設定させていただいたわけですけども、5年間でならして30地域ずつで150ではなくて、最初の3年間で150までもって行って、活動を展開して、5年間というような事業の展開をしていこうということで目標をたてております。ですので、初年度で150のうちの50を手を付けようということで、数字的にはそういう数字が出ているわけですけども、既に議論を進めながら、各地域振興局、10局ありますけれども、それぞれの場所で、既に要望がどれくらいあるかというものをカウントしております、50近くというのはだいたいあがってきております。ただし、さらに掘り起こして、こういった制度があることがいきわたっていない地域も、まだこれから始まる制度なので、あると思いますので、それについては地域振興局と我々本庁、それからこれは林業関係者だけではなくて、先ほどのチラシにもありましたように、観光ですとか、環境ですとか、教育ですとか、様々な切り口がありますので、そういった

ところのそれぞれのセクション、縦割りになっておりますけれども、そういったところにも情報をしっかり流しまして、森林を活用、里山を活用する、こういう事業があるんだよということを知らなかったということがないように、最初の段階でしっかりPRをして、そういった取りこぼしがないようにしていきたいと思っておりますので、年間50までいったら頭打ちにするのではなく、さらに実績があがるように、積極的に展開をしていきたいと思っております。

＜竹内 委員＞

はじめ条例で定めたけれども、その後はなかなか新規で認定される地域が出てこなかった。今回、2期目の総括も含めて、新たにこうした制度を導入したということで、制度そのものについての概要も作っていただいたんですけれども、やっぱり地域が分かったと言ってもらえるように、積極的に関わるといふか、今までそうしてきていなかったの、そのところを生き生きとできるように、やっぱり50というのは必ず達成すると、さらに、あの地域がやっているだということで、県内に広がっていくというような環境をぜひ作っていただきたいと思います。3期目の柱は、そうはいっても防災・減災のための里山整備事業というのと、新たな協働による里山整備事業なので、そうはいっても森林整備の主体に対しては、そのところに柱があるという観点にたって、ぜひやっていただきたい。それには、前に集約化が進まなかったという反省点を踏まえて、集約化事業もからめて、体系的にやっていっていただきたいと思います。あと、もう1点、先ほど造林事業の話が出たんですけれども、全国的にも、この間、間伐や主伐に関わる人材、搬出間伐に関わる人材も含めて、ある程度若い人たちが担い手として育ってきている。ただ問題は、造林事業あるいは、下草刈というか、そういう部分の環境、身体に対して、過酷な労働というものに対する担い手育成という観点はどうなっているのでしょうか。というのも、それが私は課題だと思っております、スマート林業や高性能機械とかですね、そういうものも県は力を入れてやっておりますけれども、やっぱり人が働きやすい環境づくりというところでは、いかに負担を軽くしていくかという観点にたった取り組みも積極的にしていかなければならないと思っております、そこで、例えば、傾斜地における足やひざ、腰に対する負担については、様々研究が行われていると思っておりますけれども、そういう現時点での将来の展望に対する情報の提供や、あるいはもう既に作業服自体もいかに涼しくしていくか、ということで商品化されているものもあるんですね。そういったところも、積極的に紹介していく、年間通してしっかりと事業者や働いている皆さんにアピールできるような環境を、担い手育成の観点から整備する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

＜河合 広 信州の木活用課長＞

林業労働者の労働削減というか、そういった御質問をいただきました。委員ご指摘のようにAIで、ある程度、ロボットスーツのようなものも現在研究を進めておまして、傾斜地を歩くときに腰やひざの負担を軽減するような研究も、まだ実用化にはなっておりませんが進められております。高性能林業機械についても、IoT等を活用しまして、無人で操縦できるようなことも、今どんどん進んでおりますので、そういった情報の提供はしっ

かり図っていききたいと思っております。とにかく、今若手の従事者の方々がかなり入ってきていただいております、10年ほど前には平均年齢57歳だったものが、47歳ということで、かなり若返っていることは事実でございます。また、機械化も進んでおりまして、その機械を操る若い人たちがしっかりとIoTを活用して、ことを考えていただいておりますし、今事業者の中でもできるだけ楽をしようということで、ドローンを使ったり、高性能林業機械によって効率化を図るといようなことも進めておりますので、そういった観点からも情報収集して、事業体に提供していききたいと考えております。

<松岡 委員>

防災・減災のための里山整備事業について、8ページのところで航空レーザ測量の話が具体的に出てきたということで、ここまできたのかと、今までの皆さんの働きを思っているところなんです、こういうシステムというのは、多分色々加えていこうと思うと、コストが掛かったりするんで、ある程度のところで抑えていくことが大事だと思うんですが、この事業イメージとして、今示されているんですが、今後、長野県としては、この航空レーザ測量のデータをどのように完成形に近づけていききたいと考えているのかということをお聞きしたいことが一つと、もう一つ、ここに科学的知見を活用して防災・減災を進めるということがあるんですけども、一方で災害というのは災害履歴とか地域の色々な伝承ですとか、色々な過去の事例というのが、多分とても重要な側面になってくると思うので、深くここには書かれていないけれども、やられてるんだと思うんですが、この里山方針のイメージ図とはちょっと違ったレイヤーで過去の災害の事例というか、災害が引き起こされた場所とか、そんなようなものを情動的に記録するようなシステムになっていくのかどうか、先ほど植木先生からもありました生物多様性という情報も、もしかしたらこのレイヤーの中に取り込んでいけるんじゃないかと考えましたが、将来的にはどんなような方向でこれを使っていこうと思われているのかということをお聞きしたい。後もう一つ、私、建設部の政策課で公共事業評価委員会というところで、お世話になったことがあるんですけども、そこでも林務のこのレーザ測量の話が出ましたが、林務ではこんなことやっているんですよ位の話しかなくて、県政へ一元管理したデータを使っているような感じには聞こえなかったもので、もしかしたら林務部が今確立しているところなのか、それとも長野県全体でこういうシステムを作って、色々な部署が必要な時にこういう情報を使っていけるようなシステムに構築していくような気持ちがあるのか、そういうところをお聞きしたいと思います。

<長谷川 森林づくり推進課長>

航空レーザ測量の関連でご質問いただきました。直接、里山の整備のところに入る前に航空レーザ測量を県としてどのように使おうとしているのかということについて、お話をさせていただきたいと思います。

基本的には、この航空レーザ測量は大きな目的では間伐というより先に、防災事業をどうやっていくかということのために実施をしたものを今回里山整備にも応用させていただいたという順番になっております。今回のレーザ測量に関しては、地形の情報ですとか森

林の状態と、それから過去に起こった災害の履歴等を組み合わせていく中で、リスクの問題としてどういう場所が災害の発生の可能性が高いのかということを経験的にはやっていたいと思っています。その状況を同じように図面という分かり易い形にして、最終的には市町村も含めた地域にお示しをしていきたいと思っています。委員おっしゃったとおり、これはあくまでいくつかの客観的に得られる情報で全県を網羅して得られる情報からやっているものですので、地域の中では属地的に持たれているノウハウなり、知見というのもあって、あそこの沢はやっぱり危ないとかですね、あそこの斜面はどうもおかしいというのは、いわゆる客観的にみえる話とはちょっと違う形であると我々も思ってまして、それはこういう形で全県を網羅してやる話と、地域でやっていく話と組み合わせてやっていく必要があると思っています。将来の森林の管理に関するイメージというの、やはりこういう客観的に得られるデータですとか、色んな生物の生息の情報ですとか、そういったもの、それから地形ですとか、社会的な道路がどこに入っているとか、人家がどこにあるというような条件とか、そういうものを統合的に管理をして、必要な整備の場所なり姿というのを議論していくということが重要だと思っています。中々一足飛びにそこまでいかないんですけども、一つ一つ進めていく必要があると思っています。最終的に里山の整備の問題については、これも同じ話でして、全県でレーザでやった成果を踏まえて、間伐が必要そうな場所という形で優先整備箇所というのを図面のイメージでお示しをさせていただいています。これもある程度全県的に一定の基準で抽出をしているものですので、当然現地の状態と合わせていく必要があると思っていますので、そこについては市町村の方ですとか地域の方のご意見を聴いて、もう少しまとまった整理をした方が良いとか、同じ優先度の中でもこっちの方が少し気になるといような場所を、どこを優先していくのかというように現場でやっていきたいと思っています。

<麻生 委員>

新しい事業について、二点伺いたいと思います。

一点は、30年度の事業の17ページのセラピーのガイド、コーディネーター育成に関してということなんですけども、県が主体で行っていくことになっております。森林セラピーも一時はブームがあったんですけども、ちょっと最近は停滞気味なところがあるので、これもあっても良いと思ってるんですけど、私の理解の中では森林セラピーの基地、それからガイド等の認定に関しては森林セラピーソサイエティが関わってやっていると聞いていますし、現実問題そこが講座を持ち、試験を行い、ガイドあるいはセラピストですか、2種類あると思いますけども、認定するという形をとって、いわば非常に限定したこの認定を受けなければダメという感じに近い形でやってきたと思うんですが、これについて県が主体になってガイドの育成ということが出来るのかその仕組みについて伺いたいというのが一点です。

それからもう一点は、学校林等と保育活動のフィールド整備ということなんです。通常森林整備というのは、補助金を適用するに当たって、森林簿あるいは地域森林整備計画等の対象森林であることが大前提だと思っています。学校林については、当然森林簿にも載っている、いわば森林という扱いのものだと思うんですけども、この「信州やまほいく」等

のフィールドに関しては、必ずしもそういったものが整備を求められる対象にはならないんじゃないかと思っています。そうした場合に税金を投入する訳ですから、ここはそれを適用できる、あるいはできない、ということについての基準というか、この事業の要領は、県がお示しになられるのでしょうか。その点伺いたいと思います。

＜河合 課長＞

まずセラピーの関係について、お答えさせていただきます。委員がおっしゃるとおり、全国で62あるうち、長野県に10ございます。現在、3年前からセラピー協議会というのを今日も開催しているんですけども、関係者が集まりまして、これからどうやってセラピーを充実させていこうかということで今検討しているところでございますが、県としましては、ガイドの育成というところに対しての支援していくこと、また、平成15年から施設整備が始まっておりますし、23ページにありますけど、老朽化している施設もある程度補修をしながら、人材育成と施設整備の両面でセラピーの推進を図っていこうという意味もございまして、ソサイエティと協力しまして、ガイドの育成ということに関しては、ある程度今出来ているんですけども、その中心となるようなコーディネーターを育成することも大事なことだということで、今信濃町さんとか飯山市さんとかが引っ張って頂いているんですけども、そういったところと歩調を合わせるように底上げをしていきたいというのが狙いでございます。それから学校林につきましては、先ほどお話がありましたように5条森林になっているところがほとんどでございますけれども、そういったところでの整備というのは、今69整備が出来ているところがございまして、そういうところにある程度光を当てていきたいと考えております。

＜高橋 功 次世代サポート課長＞

ご指摘のとおり、やまほいくで活用されているところが必ずしも森林簿に載っている訳ではないという状況ですので、今まさにどういった要件が良いかと中で議論しているところです。信州やまほいく認定園、現時点で152園があるんですけども、その活動のフィールドは全て山林なり里山という訳ではなく、園の近くの例えば田畑であったり、原っぱであったりします。それは、森林税を使うという意味においては、そのような場所はどうか、ということで、実際活動に使っているフィールドの登記を出していただくなどして、制度をどう考えていくのかと、まさに議論をしています。原野とかで登記されていたら、あるいは学校用地として登記されていたら実際どうするのか、といったところがまだ詰めなければいけないところがありますので、専門である林務部とも相談させていただきながら、早く要件を詰めていきたいと思っています。

＜麻生 委員＞

ありがとうございます。一応県の方で要件を示すということですね、このやまほいくについては、特化型と普及型とあると思いますが、普及型は市町村立も含めてかなり数が増えていると思いますが、どちらにも適用されるということですか。

<高橋 次世代サポート課長>

特化型、普及型で分けようという考えは持っていません。けれども、先ほど言ったように活動していくフィールドが里山であるというところを考えると、公立の幼稚園の活動フィールドが市町村所有のものであれば支援金との関係を整理しないといけないとか、と考えています。ただ、特化型はやる、普及型はやらないということではなく、森林を活用するという視点とその土地の所有関係等々で要件を作っていくことが基本線ではないかと現時点では考えています。

<浜田 委員>

お願いが二点です。地消地産による木の香る暮らしづくり事業、木の利用に関しての事業だと思うんですが、正直なところかなり限定的な木の利用という感じを受けていまして、来年度から始まるんですけども、出来ればその先にもう少し様々なアイデアを出していただけるような事業を再び作っていただけたらというのが願いです。去年も今年度までやっていた補助金額としても大きかったと思いますけれども、色んなアイデアで木の活用をやっていただいている事業は、森林・林業と関係ない方たちのグループも色々あったと思いますし、様々な形で街づくりと関わるときに木を使うということ、とても良い事業だったなと思うので、かっちりこれでやってくださいという感じがとても強いので、できましたらまた将来的に別なアイデアをお願いしたと思っているのと、もう一つはバイオマスのところで発電が強調されて記載されているんです。発電だけではないと思うので、発電に限定せず、木質バイオマス利用の様々な普及に発電、発電とは書かないでいただきたいというのが希望です。ありがとうございました。

<岩崎 恵子 委員>

二点あります。全体的になるんですけども、森林税が一般県民からすると、これは森林税が活用されている事業なんだな、自分の暮らしの中でこういうのが森林税使われていて、自分たちの生活にこうなんだなというのが分かるように何か効果的に出来る方法があれば良いなと思いました。可能かどうか分かりませんが、何かロゴとかマークとかそういうものを可愛らしいみたいな、作成しながらあちこちにマークで統一してアピールしていく方法とかも一つの方法ではないかなと思ったので、ご検討いただきたいのと、説明があったかもしれませんが、25 ページのところの森林税の使途の認知度の30%というところがあるんですけども、例えばどういう方法でどういうタイミングで何を調査をして30%としていくのかをお聞かせいただきたいのと、あと、県民の声をどのように拾い上げていくという、前回アンケートをしたということもあるんですけども、定期的にされていくのかということもお聞きしたいと思います。以上です。

<福田 雄一 森林政策課長>

森林税の普及啓発に関する御質問、御指摘をいただきました。特に認知度を高めていく取組は非常に重要なことだと思っております。来年度でいきましても、例えば森林税を使って整備したところに、いわゆる掲示をしていただくとか、看板といいますか、そういつ

たものを含めて認識をしていただくという取組をしたいと思っておりますし、そもそも第3期においては身近なところで森林税を活用しているということが明らかになるよう、身近なところで事業をしていくということを中心に大きな位置を占める事業としてそれぞれのところで入れておりますので、そういう取組をしていきたいと思っておりますし、それからもう一つ、認知度が特に若い世代において少し低いというような、アンケートの結果がございまして、来年度一つに映像で森林税の必要性というものを訴えていくといたしますか、そういったようなことも必要かなと思っておりますし、そういうPR映像作成等にも取り組んでみようと考えています。今、ご指摘がございましたマークと木材含めて、色々な効果的な周知啓発の方法を考えてまいりたいと思っておりますので、是非ご助言をいただければと考えております。それから認知度の測定でございまして、県政モニターアンケートを毎年行っておりますし、そういったようなところでどの位の認知度があるかということは、定期的に把握してまいりたい。また、そういうものだけでなく例えば地域会議の方々にご参加をいただいたりして、そういう地域の声というのも拾ってまいりたいと考えておりますので、今の仕組みに沿って進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

<杉山 委員>

お願いなんですけど二点。一点目は先ほどから再造林のお話が出てきたかと思うんですけども、5年間で確定では無い目標値、おおよその数値ということですが、5年間で600haが再造林されるということは、その600haの山がその先の50年100年後の山の未来を決める第一歩になると思うんです。私は日々木を植える仕事もしていますけれども、こういった小さいところでやっている人間にとって、造林の仕事をしているのに50年後100年後の未来が見えずに作業をしてしまっているという部分が大変強くあります。やっている側としては、やはり少し寂しいというか、せっかく600ha 広大な面積だと思うので、是非今までよりも一歩二歩三歩進んだ先の未来を見据えられるような、そういったものも是非もっと深く、もちろん考えて頂いているとは思いますが、もっとも足を踏み入れていただきたいなと思っております。後もう一点は全体的な話になるんですが、今年度たくさんの変更点が出来て、これを作るに当たってとても重点的にヒアリングを行っていただいたと思うんです。これで新しい政策になって、今度はそのヒアリングをもう一度新しくなったものに対して、やはり同じように重点的にヒアリングをやっていただくというのは、とても重要なことだと思っておりますので、特に今回森林税を利用する事業者が林業だけでは無くなっていくというのは、大きな変更点だと思います。色んなところで、色んな事業者が絡んでくるかと思っておりますので、是非ヒアリングも多面的に適切な時期に行っていただいて、改善するところは改善していただきたいと思っております。

<松岡 委員>

21 ページの観光地における景観形成のところ、街路樹の剪定士というワードが出てきていますが、この作業するにはこれを要件としてなっていて、この資格を発行しているのは一般社団法人ということなんですけど、これを選定するには、どんな経緯で選定されたの

かとか、公平性が担保されているのかというところだけちょっと確認をさせてください。よろしく申し上げます。

＜井出 圭一 課長補佐兼維持舗装係長（道路管理課）＞

街路樹剪定士につきましては、日本造園建設業協会が発行しています資格でございます。一応街路樹を良好に選定するための試験をくぐっている方は登録されている資格でございます。その資格につきましては、森林税を活用した剪定につきましては、これを要件といたしまして、より良好な剪定が出来るようなものにしたいと考えています。今までも街路樹の剪定の中では、そういった資格を持った方も発注の時に特記仕様書等でこの資格を持った方がやっってくださいとしているんですけども、より良好な街路樹剪定をするためには、剪定士という資格が一番良いかなと思っておりますので、一応これを要件にしたいと考えております。

＜松岡 委員＞

ちょっと質問が足りなかったんですが、この一般社団法人が行っている資格ぐらいしか全国にはこういう研修は無いのかということと、もし今後これと同等な資格を与える団体が出てきたときに柔軟にこの中に入ってくるのか、そういうところをお聞かせください。

＜井出 課長補佐兼維持舗装係長＞

同等の資格としましては、今まで剪定をやってきた中で、例えば一級造園技能士ですとか、二級造園技能士ですとか、あるいは専門的な経験が7年以上あるですとか、そういったものでばってございましたけれども、やはり一番は先ほど申しましたけれども、良好な剪定をするためには、街路樹剪定士、街路樹に特化した剪定士の資格がありますので、こちらの方を基準としてやっていきたいと考えています。

＜植木 座長＞

第3期ということで、大変色々なメニューが出揃っている訳で、それに対する意見や質問が沢山出てきていると、議論はこれで終了させていただきますけれども、次年度に向けてどなたも出なかったんですが、制度的に県民会議の上に推進会議ができるというような、その関係性が分からない。これは多分特別な意味があるということだとは思いますが、次年度については、議論進めていく中で様々な疑問を解決したいなと思ってますので、事務局におかれましても、色々と資料等々の整備、あるいは制度的な問題も含めて、整理しておいてほしいなと思います。議論が中途半端なような気がしますけれども、前に進めさせていただきますが、3つめの議題です。委員の改正及び会議開催予定についてということで事務局から報告をお願いします。

（3）委員の回線及び会議開催予定について

＜植木 座長＞

推進会議の中に庁舎会議というのがさらに出来るという理解でいいですか。地域会議があり県民会議があるその担当は今までと変わらないが、その上に庁舎会議がありそこでも議論されるということですね。今までの地域会議と県民会議の関係で県民会議と庁舎会議があるという理解でいいですか。

＜福田 課長＞

庁内の推進会議は、県庁内の関係各課で構成する会議で、これはあくまで部局間連携をする中で県民会議、地域会議にご意見を聴く前段として整理してまいりたいということです。こちらで評価、検証いただく具体的な事業についても全庁的な検討を行なって具体的な予算、事業の内容に反映してまいりたいと考えております。

＜竹内 委員＞

推進支援金の執行方法ですが、市町村に対する交付金的な意味を深めて市町村が責任を持って説明責任を果たすということはわかりますが、例えば、松枯れ対策や環境整備の比重については制度を変えている部分もあって、図を見ると地域会議や地域振興局で止まっているのですが、やはり事業の中身そのものは県民会議自体にもきちっと報告をして全体を見る仕組みにしておかないと、全体的なものを見方ができなくなってしまうので、そこはしっかり位置付けていただきたいと思います。元気づくり支援金との絡みもあるのでチェックできる仕組みにして欲しいと思います。

＜麻生 委員＞

会議のあり方について要望です。ここ3年ほど現地視察にあたるものがまったくない。机上で説明を受けて質疑という形式で、非常に広い部分を網羅して全体を議論することも当然必要なのですが、現地を見る、現場の担当者の、例えば、フォレストコンダクターが関わった事業について、現場を見に行き、そのフォレストコンダクターから説明を受ける、そういったもので実際が見えてくる部分もあると思います。森林に関わっている方が多いので頭の中にイメージが思い描けることも多いと思うのですが、そうでない委員もいらっしゃるし、今後は委員の幅も広がると思いますので回数を増やしてでも現場を見る。あるいは委員からこういう事業が見たいなどリクエストしてもいいと思います。1日の中で全部を会議にするのではなく、次回は現場を訪れてみんなで検証するという場面があってもいいと感じています。いつも2～3時間駆け足であればこれも検討するというよりも、次期森林税の検証の場面ではそういう機会も設けていただければと思います。

＜植木 座長＞

以前はやっていたが、いつの間にか消えてしまった。ここ3年くらいやっていない。言

われてみればそのとおり。言われて気が付きました。

<松岡 委員>

資料1-2で地域会議の開催状況が報告されていますが、以前はもう少し開催されていた記憶があります。人数ももう少し多かったと思います。以前、上伊那の地域会議に参加していましたが、幅広いいろいろな方々がいらして、それぞれの立場での森林への思いがいろいろな形で発言されてとても勉強になりました。議事録を読むことで山への思いや地域性を勉強できると思いますので、地域会議にもしっかりと力を入れていただくことで、得られるものは大きいと思います。希望と期待を含めて意見とさせていただきます。

<植木 座長>

その他につきまして、森林経営管理法案は審議中で大変重要な話ですが、時間の都合もあるため、もう少し時間のある時に説明していただくということによろしいでしょうか。長野県のツキノワグマの状況について説明をお願いします。

(4) その他

説明者：佐藤繁 鳥獣対策・ジビエ振興室長… 資料5

<植木 座長>

以上を持ちまして、本日の会議事項はすべて終了です。本会議をもちまして、このメンバーで議論するのは最後となります。本当に長い間ありがとうございました。事務局にもお願いしたのは、県民会議、地域会議での議論は「県民の声」であるということを十分認識していただきたいと思います。なかなか時間の範囲ではうまく議論は尽くせないのは常で、歯がゆい気はするのですが、10年間続けて11年目に入るといって、是非、県民のために森林づくり、それから、緑を豊かにし、地域経済に還元出来る仕組みを考えていただきたいと思います。来年度は委員も変わるとは思いますが、よりよい森林づくり県民税の活用事業をお願いしたいと思います。本当に皆さんご協力ありがとうございました。